

1. 授業の概要(ねらい)

本演習では、わが国の民法(ここでは特に契約法を念頭に置いているが、これ以外であっても、受講生の具体的な問題関心に沿って取り上げるテーマを調整する予定である)について、英米法系諸国の法(とくにイギリス法)との比較を通じて、視点や知識を相対化し理解を深めることを目的とする。

演習の進め方としては、英語文献の講読形式を予定している(ただし、この点については下記「6.その他履修上の注意事項」も参照のこと)。具体的には、①初回の授業時に、受講者と相談のうえ取り上げる文献(書籍や論文など)を決定する(したがって、教科書は指定しない)。②各回ごとに、受講者と相談のうえ読み進める分量を指定する(「次回の授業では、〇〇ページの△行目から□□ページの×行目まで読もう!」といった具合)。③受講者は、指定された範囲を事前に予習の上、各回の授業に参加する(この点については下記「5.準備学修の内容」も参照のこと)。④授業時には、文献を読み合わせのうえ、その内容について議論・ディスカッションをする、といった形で進めていく予定である。

2. 授業の到達目標

- ①わが国の民法(特に契約法)について、相対的な視点を獲得する。
- ②ある程度の量の英語文献を読解する能力を涵養する。

3. 成績評価の方法および基準

授業への参加状況や議論への参加態度等を総合的に判断し、評価する。

4. 教科書・参考文献

参考文献

田中英夫 BASIC英米法辞典 東京大学出版会

田中英夫 英米法辞典 東京大学出版会

5. 準備学修の内容

上記「1.授業の概要」に記したように、受講者は、事前に指定された範囲を予習したうえで各回の授業に臨みたい。具体的には、①わからない単語等がある場合には、その意味を調べておく、②必要であれば、内容についての手控えを作成しておく、③わが国の民法についても教科書等で適宜復習しておく、などの方法で予習をすると良いだろう。

6. その他履修上の注意事項

本演習は英語文献を講読することを予定しているが、「受講者が英語を読めること」を必ずしも前提とはしない。本演習の主な目的は、英語の授業をすることではなく、あくまでもわが国の民法に関する視点や知識を相対化し、理解を深める点にある。したがって、英語が必ずしも得意ではない方でも気軽に受講していただけるように配慮する予定である(授業の内容や進行スピードも受講者の英語能力に応じて柔軟に調整する予定である)。

7. 授業内容

- 【第1回】 イントロダクション(授業の進め方の説明と講読文献の決定)
- 【第2回】 文献の読み合わせと内容についての議論
- 【第3回】 文献の読み合わせと内容についての議論
- 【第4回】 文献の読み合わせと内容についての議論
- 【第5回】 文献の読み合わせと内容についての議論
- 【第6回】 文献の読み合わせと内容についての議論
- 【第7回】 文献の読み合わせと内容についての議論
- 【第8回】 文献の読み合わせと内容についての議論
- 【第9回】 文献の読み合わせと内容についての議論
- 【第10回】 文献の読み合わせと内容についての議論
- 【第11回】 文献の読み合わせと内容についての議論
- 【第12回】 文献の読み合わせと内容についての議論
- 【第13回】 文献の読み合わせと内容についての議論
- 【第14回】 文献の読み合わせと内容についての議論
- 【第15回】 文献の読み合わせと内容についての議論